

3月定例会で決まったこと

葛巻病院、経営悪化で深刻な状況に

〔一般会計から7千万円の繰り出し〕

18年度の病院会計予算に一般会計から7千万円の繰り出しをする補正予算案が可決されました。葛巻病院は、13年から2億2千万円を超える不良債務(1年間の収入に対し明らかに返済不可能な借金)を解消するため、国や県の支援を受けて5か年の経営改善計画に取り組んできました。



診察を待っている朝の様子

カルテの一本化や薬剤の院外処方、人件費削減などに取り組み、不良債務を2千600万円まで削減しましたが、不良債務を0%にするという目標には至らず、18年度の経営でも多額の不足が生じたため、結果的に一般会計から7千万円の支援措置が必要となったものです。病院の収益が減少した最大の要因は患者数の減です。

近隣市町村には設備の整った県立病院などがあり、葛巻病院は厳しい競争に立たされています。

しかし、議会では、患者が減少する理由は、外的要因だけではなく、経営の努力や工夫、患者へのサービスなど病院内部に課題があるのではないか、として議論が交わされました。

地域になくてはならない葛巻病院を維持していくため、議会は今後さらに経営の健全化に向けて調査を進めます。

輝くふるさと常任委員会 改選後の新たな委員会構成決まる

本会議では、次期任期における委員会構成を定める議員発議案が可決されました。

議会は、20年1月から議員定数10人の小規模議会となりますので審議機能が低下しないような体制を全議員が協議してきました。

その結果、常任委員会は全議員で構成する「輝くふるさと常任委員会」を設置することに決定しました。請願の審査や様々な調査活動に、全議員で団結して取り組みます。委員の任期は4年で、委員長と副委員長の任期は2年としました。

議会だよりの編集、発行を行っていた特別委員会は、常任委員会として設置します。これにより、特別委員会の形式的な設置手続きが不要となり、より円滑な運営が可能となります。委員は5人で、任期は2年です。議会運営委員会もこれまでどおり設置し、議会の運営方法や、議長

の諮問について協議する機能を維持します。委員は4人で任期は2年です。

議員報酬の削減措置 任期中の継続を決定

町の財政状況に配慮して、議員は月額18万8千円の報酬から2千円削減しています。この措置は、17年1月から行っており、議会では、19年度も、現在の議員の任期中(12月報酬まで)、削減措置を継続することにしました。

また、併せて、政務調査費(月額1万円)も引き続き凍結します。



議員発議案

- ◆議員の報酬の改正
- ◆議会委員会条例の改正
- ◆日豪EPA交渉に関する意見書

条例

◆副町長定数条例

「助役」の名称を「副町長」とし、その定数を1人としました。

◆町税条例等の一部改正

法律の改正に伴い、国保税の課税限度額を53万円から56万円に引き上げます。また、「吏員」の名称を廃止し、「職員」に統一しました。

◆特別職の職員の給与の改正

町長の給与を月額65万円から60万円に削減したほか、その他の非常勤特別職の報酬も、平均20%削減しました。

◆教育長の給与に関する条例の改正

教育長の給与を、月額52万9千円から49万円に削減しました。

◆各種審議会条例の改正

行財政審議会委員など、11の委員会等の委員定数を、平均2割削減しました。

◆統計調査条例

統計調査の目的や手続きなどを

条例として定めました。

◆課設置条例の改正

総務課と企画財政課を統合して「総務企画課」に、住民課と会計課を統合して「住民会計課」に、学校教育課と生涯学習課を統合して「教育委員会事務局」としました。

◆職員定数条例の改正

町職員の定数を190人から180人に削減しました。

◆一般職の職員の給与条例の改正

扶養手当を、扶養者一人につき月額6千円としました。

◆法律の改正に伴う各条例改正

法律の改正により、災害対策本部条例、政務調査費交付条例、企業立地促進条例、指定管理者の指定の手續きに関する条例の条項を整備しました。

◆職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正

町職員の勤務中の休憩時間(午前、午後各15分間)を廃止し、勤務時間を午前8時30分から午後5時30分までとしました。

19年度当初予算

- ◆一般会計
- ◆国民健康保険特別会計
- ◆簡易水道事業特別会計

19年度の当初予算総額85億円を可決しました。

18年度補正予算

◆一般会計

葛巻病院の経営健全化対策として7千万円を病院会計に繰り出したほか、各事業の精算等による減額で、総額では3千800万円減額の64億3千500万円となりました。

◆国民健康保険特別会計

療養給付費など約5千500万円を減額し、総額を10億7千700万円としました。

◆簡易水道事業特別会計

工事費の精査による増減などで、総額約13万円減額の4億700万円としました。

◆老人保健特別会計

老人医療給付費など6千400万円を減額し、総額10億3千万円としました。

◆農業集落排水特別会計

浄化槽整備工事費など1千500万円を減額し、総額1億9千万円としました。

その他

◆葛巻病院特別会計

患者数の減少に伴い、医業収益を5千500万円減額し、経営健全化のために一般会計から7千万円を繰り入れし、事業収益を8億9千万円としました。

◆岩手県市町村総合事務組合にかかる協議

19年2月に設置された「岩手県後期高齢者医療広域連合」が、新たに事務組合に加入します。

◆盛岡地区広域行政事務組合規約の変更

「吏員」を「職員」に改めます。

◆岩手県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

県内全市町村で選挙が行われ、中崎和久議長ほか、県内から9人の議員が当該広域連合議会の議員に当選しました。

